

ビジネスバンキングWeb利用規定

(平成28年12月1日現在)

[共通編]

第1条 ビジネスバンキングWeb

1 定 義

- (1) ビジネスバンキングWeb（以下、「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）が当行に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター等の端末機器（以下、「端末」といいます。）により、ビジネスバンキングWeb利用規定（以下、「本規定」といいます。）の【共通編】、【照会・資金移動サービス編】、【一括伝送サービス編】、【税金・各種料金払い込み「Pay-easy（ペイジー）」編】、【外為Webサービス編】所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込むことができます。
- ア 照会・資金移動サービス（以下、「照会・資金移動」といいます。）
 - イ 明細オプションサービス（以下、「明細オプション」といいます。）
 - ウ 一括伝送サービス（以下、「一括伝送」といいます。）
 - エ 税金・各種料金払い込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「料金等払い込み」といいます。）
 - オ 外為Webサービス（以下、「外為Web」といいます。）
- なお、照会・資金移動の申込は必須となり、料金等払い込みは照会・資金移動の申込により利用できます。
- (3) 各種サービスの詳細については、本規定の【照会・資金移動編】、【明細オプション編】、【一括伝送編】、【料金等払い込み編】、【外為Web編】、【ワンタイムパスワード編】によるものとします。
- (4) 本サービスで当行が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。

2 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当行所定のものに限ります。本サービスに使用する端末は、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

3 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。なお、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

4 サービス基本料金

- (1) 契約者は当行に対し、本サービスについての当行所定のサービス基本料金およびその消費税相当額（以下、「サービス基本料金等」といいます。）を毎月支払うものとします。なお、初回の支払は無料期間終了後（サービスにより異なります）からとします。
- (2) サービス基本料金等は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかるわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された預金口座から、毎月当行所定の日に自動的に引落すものとします。

第2条 利用資格

- 1 本サービスの利用申込者（以下、「利用申込者」といいます。）は、次の各号全てに該当する方とします。
- (1) 法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方
 - (2) 本規定の適用に同意した方
 - (3) 当行本支店に普通預金口座、または当座預金口座をお持ちの方
- 2 第2条1項に該当する方からの利用申込であっても、当行は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
- (1) 利用申込時に虚偽の事項を届出たことが判明したとき
 - (2) その他、当行が利用を不適当と判断したとき

第3条 リスクの承諾

- 1 当行は、本規定、マニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当行がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。
- 2 利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当行のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込を行うものとします。

第4条 申込代表口座

- 1 契約者は、あらかじめ、申込書により当行本支店における契約者名義の普通預金口座または当座預金口座を申込代表口座として必ず申込むものとします。
- 2 申込代表口座は、サービス指定口座およびサービス基本料金等の決済口座を兼ねるものとします。

第5条 サービス指定口座

- 1 契約者は、あらかじめ、申込書により当行本支店における契約者名義の口座をサービス指定口座として申込むことができるものとします。

- 2 サービス指定口座として登録できる口座数および口座種目は、当行所定の口座数および口座種目とします。なお、当行は、サービス指定口座として登録できる口座数および口座の種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第6条 マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザ

- 1 契約者は、マスターユーザとして、契約者が契約した本サービスにおける各種サービスについて、利用権限を有するものとします。
- 2 契約者は、マスターユーザの利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下、「管理者ユーザ」および「一般ユーザ」といいます。）を、当行所定の手続により登録できるものとします。
- 3 契約者は、マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザに関する登録内容の変更について、当行所定の方法で、直ちに届出るものとします。なお、変更の種類によっては、変更手続の完了までに時間を要することがあり、この場合当行は、当行内で変更手続が完了するまでの間、マスターユーザ・管理者ユーザおよび一般ユーザに関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第7条 電子証明書、ログインID、パスワード等

- 1 本サービスをご利用いただく際の本人確認方法には、「電子証明書方式」および「ID・パスワード方式」があり、どちらを使用するかは任意とします。

①電子証明書方式

電子証明書およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式

②ID・パスワード方式

ログインID、ログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式

- 2 「電子証明書方式」および「ID・パスワード方式」いずれの場合も、契約者は、本人確認のためのログインID、およびログインパスワード、認証パスワード、支払暗証番号、確認暗証番号を、当行所定の方法で届出るものとします。

- 3 「電子証明書方式」では、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、契約者のパソコンにインストールしていただきます。（インストールの際、前項のログインIDが必要になります。なお、「電子証明書方式」の場合、ログインIDは電子証明書のインストールのためのみに使用されます。）

- (1) 電子証明書は当行所定の期間（以下、「有効期間」といいます。）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
- (2) 本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。

- 4 契約者が管理者ユーザおよび一般ユーザを登録する場合、契約者は、管理者ユーザおよび一般ユーザの本人確認のためのログインID、ログインパスワードを当行所定の方法で届出るものとします。

- 5 本サービスの当行所定の取引において、ワンタイムパスワードによる認証を行ないます。ワンタイムパスワードの詳細は、本規定の「ワンタイムパスワード編」によることとします。

- 6 ログインパスワード、認証パスワード、支払暗証番号、確認暗証番号、ワンタイムパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）およびログインIDは、契約者および管理者ユーザ・一般ユーザの本人確認に使用する大変重要な情報です。ログインID、パスワード等は契約者および管理者ユーザ・一般ユーザの責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、当行からログインID、パスワード等をお聞きすることはありません。

- 7 ログインID、パスワード等を、契約者が任意に変更する場合は、当行所定の方法で届出るものとします。なお、管理者ユーザ・一般ユーザのログインパスワードについては、管理者ユーザ・一般ユーザが当行所定の方法で任意に変更することができるものとします。

- 8 パスワード等のうちログインパスワードおよび認証パスワードについては、契約者のセキュリティ確保のため、当行所定の有効期限を有するものとします。契約者および管理者ユーザ・一般ユーザは、有効期限経過後本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したログインパスワードまたは認証パスワードを変更するものとします。

- 9 契約者および管理者ユーザ・一般ユーザが、パスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取り扱いを中止することができるものとします。

第8条 本人確認

契約者は取引において、電子証明書（「電子証明書方式」の場合）およびログインID、パスワード等をパソコンより当行に送信するものとします。当行は送信された内容と、当行に登録された内容の一致を確認した場合、当行は、次の事項を確認したものとして取扱ます。

- (1) 契約者の有効な意思による申込であること。
- (2) 送信者を契約者または管理者ユーザー・一般ユーザーとみなします。
- (3) 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

第9条 電子メール

1 契約者は、契約者の電子メールアドレスを、当行所定の方法により届出るものとします。

2 契約者が管理者ユーザー・一般ユーザーを登録する場合、契約者は管理者ユーザー・一般ユーザーの電子メールアドレスを、当行所定の方法で届出るものとします。

3 当行は、振込や振替の受付結果やその他の告知を、届出の契約者または管理者ユーザー・一般ユーザーの電子メールアドレスに電子メールで送信します。

4 届出の契約者または管理者ユーザー・一般ユーザーの電子メールアドレスを変更する場合は、当行所定の方法で登録を変更するものとします。

5 当行が、届出の契約者または管理者ユーザー・一般ユーザーの電子メールアドレスに、電子メールを送信したうえは、通信障害その他の理由により電子メールが未着・延着したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって万一契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

6 契約者が届出の契約者または管理者ユーザー・一般ユーザーの電子メールアドレスが、契約者または管理者ユーザー・一般ユーザーの責めにより、契約者または管理者ユーザー・一般ユーザー以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第10条 取引の依頼

1 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、契約者または管理者ユーザー・一般ユーザーが、取引に必要な所定の事項を、当行の指定する方法により、正確に当行に伝達することで行うものとします。

2 取引依頼の確定

当行は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、契約者または管理者ユーザー・一般ユーザーに依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当行の指定する方法で確認した旨を当行に伝達してください。当行がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当行が定めた方法で各取引の手続を行います。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。

3 依頼内容の変更・取消

依頼内容の変更または取消は、契約者または管理者ユーザー・一般ユーザーが、当行所定の方法により行うものとします。なお、当行への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更または取消ができないことがあります。

第11条 契約者からの解約

1 契約者は、当行に通知することにより、本サービスをいつでも解約できるものとします。

2 契約者から当行に対する解約通知は、当行所定の申込書により行なうものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当行の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条 当行からの解約

1 申込代表口座の解約は、本サービスの解約申込とみなします。

2 サービス指定口座の解約は、その口座にかかる限度における本サービスの解約申込とみなします。

3 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当行に対する届出住所に対し、当行が解約通知を発送したときに生じるものとします。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
- (4) 相続の開始があったとき
- (5) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき
- (6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
- (7) 解散、その他営業活動を休止したとき
- (8) 当行への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき

- (9) 本利用規定及び取引約定に違反したと当行が認めたとき
 - (10) 契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めたとき
 - (11) その他、当行がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき
- 当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

第13条 解約時のその他留意事項

- 1 契約者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負っている場合は、現金またはあらかじめ指定された預金口座からの引落しにより支払うものとします。
- 2 本サービスが解約により終了した場合、その時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負わないものとします。

第14条 関係規定の適用・準用

- 1 本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。
- 2 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

第15条 規定または利用方法の変更

- 1 当行は、変更内容を第21条の通知手段でお知らせのうえ、本規定の内容を変更することができるものとします。
- 2 当行は、契約者に事前に通知することなく、利用方法を変更することができるものとします。利用方法を変更した場合、その変更内容を第21条の通知手段により、のちほどお知らせします。
- 3 本規定または利用方法を変更した場合、変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更により万一契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第16条 サービスの追加

- 1 本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。
- 2 サービスの追加時には本規定を追加・変更する場合があります。

第17条 サービスの廃止

- 1 当行は、廃止内容を第21条の通知手段でお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
- 2 サービスの全部または一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第18条 届出事項の変更（電子証明書を含む）

- 1 本サービス及び預金口座に関する印鑑、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、ログインID、パスワード等、マスターユーザおよび管理者ユーザー・一般ユーザーに関する登録内容の変更、その他の届出事項に変更があったときには、当行所定の方法で、直ちに当行に届出ください。変更の効力は、お届けいただいた後、当行の変更手続が完了した時点から発生するものとし、変更手続完了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 2 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、破棄する場合、契約者は事前に当行所定の方法により電子証明書の削除（アンインストール）を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合に、電子証明書の不正使用その他の事故があっても、そのためには契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

またパソコンの譲渡、破棄により新しいパソコンを使用する場合は、当行所定の方法により電子証明書の再インストールを行うものとします。

第19条 免責条項等

- 1 当行及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当行は責任を負いません。
 - (1) 電子機器、通信機器、通信回線およびパソコン等の障害により、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害
 - (2) ログインID、パスワード等や取引情報が漏洩したために生じた損害
- 2 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当行は責任を負いません。
- 3 本サービスでのサービス提供にあたり、当行が当行所定の本人確認手段に従って本人確認を行なったうえで送信者を契約者または管理者ユーザー・一般ユーザーとみなして取扱いを行なった場合は、ログインID、パスワード等につき当行の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任

を負いません。

- 4 本サービスに使用する端末が正常に稼動する環境については、契約者の負担および責任において確保するものとします。当行は、本契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立し、契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- 5 当行が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印章の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行なった場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 6 契約者、契約者の役職員およびその親族、同居人、留守人、使用人、契約者の委託先の関係者、またはそれに準ずる者によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第20条 契約者の遵守事項

- 1 契約者は、本サービスのご利用にあたり、必ず、次の事項を行うものとします。契約者がこれらの事項を行わなかったときは、前条の規定により当行が責任を負う場合であつても、当行は免責されるものとします。
 - (1) 当行が導入しているセキュリティ対策の実施および利用
 - (2) 本サービスに使用する端末にインストールされている、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等の当行が本規定第21条の通知手段によって案内した動作確認範囲における最新の状態への更新、および各種ソフトウェアの最新の状態への更新
 - (3) 本サービスに使用する端末へのセキュリティ対策ソフトの導入
 - (4) 本サービスに使用する端末へ導入しているセキュリティ対策ソフトの最新の状態への更新および稼動
 - (5) パスワード等の定期的な変更
 - (6) 電子証明書が突然消失した場合の、当行への速やかな通報
 - (7) 不審なログイン履歴や、身に覚えがない取引履歴および当行から送信する本サービスの取引に関する電子メール（以下、「取引メール」といいます。）がないことの頻繁な確認
 - (8) 当行がホームページや電子メール等で注意喚起あるいは対応依頼した内容の確認および実施
 - (9) 振込限度額の必要最低限での設定
 - (10) 不正取引による被害を発見した場合、不審なログイン履歴や取引履歴を発見した場合、身に覚えがない取引メールを受取った場合、およびその他不正が疑われる場合の、速やかな当行への通報
 - (11) 不正取引が発生した場合の、30日以内の当行および警察への通報
 - (12) 不正取引が発生した場合の、当行による調査および警察による捜査への協力
- 2 契約者は、本サービスのご利用にあたり、ログインID・パスワード等を厳重に保管・管理することとし、次に定めるような行為をしないものとします。契約者がこれらの行為をしていた場合、前条の規定により当行が責任を負う場合であつても、当行は免責されるものとします。
 - (1) 本サービスに使用する端末にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等の使用
 - (2) 他人へのログインID・パスワード等の通知・貸与、あるいは当行所定のパスワード生成機の譲渡・貸与
 - (3) ログインID・パスワード等のパソコンや携帯電話等への保存・記載・貼付
 - (4) 本サービスに使用する端末でのファイル共有ソフトの利用

第21条 通知手段

契約者は、当行からの通知・確認・ご案内等の手段として、当行ホームページへの掲示、電子メール等が利用されることに同意します。

第22条 契約期間

この契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者または当行からの特段の申出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

第23条 サービスの休止

- 1 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期及び内容について第21条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。
- 2 ただし、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当行は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期及び内容について、第21条の通知手段により、のちほどお知らせします。

第24条 海外からの利用

本サービスは、原則として、国内からの利用に限るものとし、契約

者は、海外からの利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。

第25条 謾渡・質入れ等の禁止

契約者は、本規定に基づく契約者の権利および預金等を謹渡、質入れ等することはできません。

第26条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

【照会・資金移動編】

第27条 利用できるサービス

契約者は、照会・資金移動における次のサービスを利用できるものとします。

- (1) 照会サービス
- (2) 振込振替サービス

第28条 照会サービス

1 内容

照会サービスとは、本サービスのサービス指定口座について、当行所定の時点における残高および当行所定の期間における取引の口座情報を提供するサービスです。

2 提供内容の変更・取消

振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当行は既に提供した口座情報について変更または取消を行うことがあります。なお、このような変更または取消のために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第29条 振込振替サービス

1 内容

(1) 振込振替サービスとは、サービス指定口座から、振込資金または振替資金（以下、「振込振替資金」といいます。）を引落しのうえ、当行本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに、振込通知を発信、または振替処理を行うことができるサービスです。

(2) 振込振替サービスにおける振込または振替の取引は、次の区分により取扱います。

ア 入金指定口座が、サービス指定口座と異なる当行本支店にある場合、または当行以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座がサービス指定口座と異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

イ 入金指定口座が、サービス指定口座と同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。

(3) 振込振替サービスは、受取人番号方式および都度指定方式により利用できるものとします。

ア 受取人番号方式

契約者が、当行所定の申込書により、受取人番号を付した入金指定口座を事前に当行に対して登録を依頼し、契約者がインターネット画面上で受取人番号一覧から選択する方式

イ 都度指定方式

契約者が、インターネット画面上で、入金指定口座を入力または選択する方式

2 振込手数料

(1) 契約者は当行に対し、振込振替サービスについての当行所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額（以下、「振込手数料等」といいます。）を当行所定の方法により支払うものとします。

(2) 振込手数料等は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、契約者の選択により、次のいずれかの方法で引落すものとします。

ア 申込代表口座から、毎月当行所定の日に自動的に引落

イ サービス指定口座から、振込を行う都度、振込資金と合算で自動的に引落

3 支払限度額

(1) 1日あたりの支払限度額

振込振替サービスにおけるサービス指定口座1口座からの依頼日1日あたりの支払限度額（以下、「1口座の支払限度額」といいます。）は、あらかじめ契約者が当行に届けた金額の範囲内とします。ただし、この限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

(2) 都度指定方式の支払限度額

都度指定方式におけるサービス指定口座1口座からの依頼日1日あたりの支払限度額（以下、「都度指定方式における1口座の支払限度額」といいます。）は、あらかじめ契約者が当行に届けた範囲内とします。ただし、この限度額は当行所定の金額の範囲

内とします。なお、「都度指定方式における1口座の支払限度額」は、「1口座の支払限度額」に包含されるものとします。

4 処理指定日

- (1) 契約者は、振込振替サービスの処理指定日として、依頼日当日を指定することができます。(以下、「当日振込振替」といいます。)ただし、都度指定方式において当日振込振替を行う場合、契約者はあらかじめ当行所定の方法で申込みを行うものとします。
- (2) 契約者は、振込振替サービスの処理指定日として、依頼日の翌営業日以後の当行所定の期間における銀行営業日を指定することができます。(以下、「振込振替予約」といいます。)

5 取引の成立

- (1) 本規定【共通編】第10条による取引依頼の確定時(ただし、振込振替予約の場合には、処理指定日の当行所定の時刻)に、振込振替資金を、当行の普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定にかかるわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、サービス指定口座から自動的に引落します。
- (2) 振込振替契約は、振込振替資金を当行が引落した時に成立するものとします。
- (3) 振込振替契約が成立した場合、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。
- (4) 次のいずれかに該当する場合、振込振替サービスによる振込または振替の取引はできません。
 - ア 振込金額または振替金額がサービス指定口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき。
 - イ 当行本店あての振込、または振替の取引において、入金指定口座への入金ができないとき。
 - ウ 契約者からサービス指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続をとったとき。
 - エ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。

6 振込振替予約における振込振替資金の引落不能時の取扱い

振込振替予約において、処理指定日の当行所定の時刻に振込振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込または振替の取引はしません。この場合、当行は、契約者に対し振込振替資金の引落不能の旨の通知はしません。

なお、サービス指定口座からの支払が照会・資金移動によるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額がサービス指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。

7 取引内容の確認等

- (1) 振込または振替の取引後は、すみやかに該当する預金通帳への記入または、当座勘定照合表により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

8 依頼内容の訂正・組戻し

- (1) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引を行ったサービス指定口座の口座開設店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。
 - ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引を行ったサービス指定口座にかかる届出の印章(以下、「届出の印章」といいます。)により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

- (2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行ったサービス指定口座の口座開設店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第2項の振込手数料等は返却しません。また組戻につきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行

所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- (3) 前1号、2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (4) 振替の取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

[明細オプション編]

第30条 明細オプション

1 内容

- (1) 明細オプションを契約した契約者は、明細照会サービスと通知サービスを利用できるものとします。
- (2) 照会、通知をおこなう明細については、入出金、振込入金のいずれかを選択するものとします。
- (3) 明細照会サービスとは、明細オプションの指定口座について、当行所定の時点における入出金または、振込入金の明細情報を提供するサービスです。
- (4) 通知サービスとは、明細オプションの指定口座に入出金または、振込入金の取引が発生した場合、当行所定の方法で電子メールにて通知するサービスです。

2 情報内容の変更・取消

振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、当行は既に送信した内容について変更または取消を行うことがあります。変更または取消のために生じた損害について、当行は責任を負いません。

3 利用時間

明細照会サービスと通知サービスの利用時間は、それぞれ当行所定の時間内とします。

4 解約

ビジネスバンキングWebを解約した場合、明細オプションの指定口座を解約した場合は、同時に明細オプションの契約も解約します。

[一括伝送編]

第31条 一括伝送

1 一括伝送を契約した契約者(以下、「伝送契約者」といいます。)

は、一括伝送における次のサービスを利用できるものとします。

- (1) 総合振込
- (2) 納付振込
- (3) 地方税納付
- (4) 口座振替(当行のみ)
- (5) ワイドネットサービス
- (6) Qネット代金回収サービス

2 伝送契約者は、当行に対して、申込代表口座の口座開設店を取りまとめ店として、一括伝送の事務を委託するものとします。

3 伝送契約者または管理者ユーザー・一般ユーザー(伝送契約者の利用権限を一定の範囲内で代行する者)は、各種サービスのデータを、あらかじめ定められた当行所定の日時までに、当行所定の方法により、伝送するものとします。

第32条 総合振込

伝送契約者は、当行に対して、一括伝送を利用した振込事務を委託します。

第33条 納付振込

1 伝送契約者は、伝送契約者の役員ならびに従業員(以下、「受取人」といいます。)に対する報酬・給与・賞与の支給にあたり、当行に対して、一括伝送を利用して振込事務を委託します。

2 伝送契約者は、当行に振込を依頼するにあたって、受取人の振込指定口座の確認を事前に行うものとします。確認に際し必要がある場合は、当行は伝送契約者に協力するものとします。

3 受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

第34条 総合振込・給与振込共通規定

1 伝送契約者は、一括伝送を利用して、総合振込または給与振込を行う場合、当行に対して、当行所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額(以下、「伝送振込手数料等」といいます。)を、当行所定の方法により支払うものとします。

2 伝送契約者は振込指定日として、当行所定の期間における銀行営業日を指定することができます。

3 振込資金、伝送振込手数料等の支払指定口座(以下、「支払指定口座」といいます。)として登録可能な口座は、次のとおりとします。

ア 申込代表口座

イ 申込代表口座と口座開設店が同じサービス指定口座

4 振込先として指定できる取扱店は、当行本店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行以外の金融機関の国内本

支店とし、振込を指定できる預金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当行所定の科目とします。

5 当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。

6 当行は、振込指定口座の名義人に対して、入金についての通知は行いません。

7 伝送契約者は、振込資金、伝送振込手数料等を、振込指定日の前営業日までに支払指定口座へ入金するものとします。

8 振込資金、伝送振込手数料等は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、支払指定口座から自動的に引落します。

9 振込の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその振込依頼はなかったものとして取扱います。

(1) 振込資金が、支払指定口座から払戻ができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えて、当行所定の时限までに自動引落できなかったとき。

なお、支払指定口座からの払出しが一括伝送によるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。

(2) 伝送契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続をとったとき。

(3) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。

10 振込資金の返却

「入金指定口座なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当行はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、伝送振込手数料等相当額は返却しません。

11 依頼内容の訂正・組戻し

(1) 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取扱います。

ア 訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、とりまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第1項の伝送振込手数料等は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

ア 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込金訂正等依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

イ 当行は、「振込金訂正等依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

ウ 組戻しされた振込資金は、「振込金訂正等依頼書」に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(3) 前1号、2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第35条 地方税納付

1 伝送契約者は、当行に対して、一括伝送を利用した特別徴収地方税の納付事務を委託します。

2 伝送契約者は、一括伝送を利用して、特別徴収地方税の納付事務を行う場合、当行に対して、当行所定の取扱手数料および取扱手数料合計額にかかる消費税相当額（以下、「取扱手数料等」といいます。）を、当行所定の方法により支払うものとします。

3 納付指定日は、毎月10日（休日の場合は翌営業日）とします。

4 納付資金、取扱手数料等の支払指定口座（以下、「納付資金等支払指定口座」といいます。）として登録可能な口座は、次のとおりとします。

ア 申込代表口座

イ 申込代表口座と口座開設店が同じサービス指定口座

5 伝送契約者は、納付資金、取扱手数料等を、納付日の前営業日ま

でに納付資金等支払指定口座に入金するものとします。

6 納付資金、取扱手数料等は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、納付資金等支払指定口座から自動的に引落します。

7 地方税納付の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその納付依頼はなかったものとして取扱います。

(1) 紳付資金が、納付資金等支払指定口座から払戻ができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えて、当行所定の时限までに自動引落できなかったとき。

なお、納付資金等支払指定口座からの払出が一括伝送によるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が納付資金等支払指定口座から払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。

(2) 伝送契約者から納付資金等支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続をとったとき。

(3) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。

8 依頼内容の取消・変更

地方税納付取引において、データ送信後にその依頼内容を取消することはできないものとします。なお、金額等の変更がある場合は、納付先の各市区町村と協議してください。

第36条 口座振替（当行のみ）

1 一括伝送を契約した契約者（以下、「伝送契約者」といいます。）は、当行に対して、一括伝送を利用した口座振替事務を委託します。

2 なお、口座振替の取扱店の範囲は、当行の本支店とします。

3 口座振替依頼書の受理等

(1) 当行の取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼を受けた時は、預金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および預金口座振替届出書（以下、「届出書」といいます。）を提出させ、これを承諾した時は届出書を伝送契約者に送付します。

(2) 伝送契約者が預金者から依頼書および届出書を受理した時は、依頼書を当行に提出するものとします。当行は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。

4 振替日

(1) 伝送契約者は、当行に対して、毎月の口座振替日を届出るものとします。ただし、当日が銀行の休日にあたる時は翌営業日とします。

(2) 伝送契約者は、振替日を変更する時は預金者に対して周知徹底を図るものとし、当行はこれに関し特別な通知等は行わないものとします。

5 口座振替の依頼

(1) 伝送契約者は、確認済みの届出書に基づいて当該預金者宛の請求明細を記録したデータを作成し、当行に対し、一括伝送により口座振替の依頼を行うものとします。

(2) 当行は、データに記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードにより登録します。

振替済	0
資金不足	1
取引なし	2
預金者の都合による振替停止	3
預金口座振替依頼書なし	4
委託者の都合による振替停止	8
その他	9

なお、預金口座からの引落しは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。

6 口座振替結果の登録

当行は、伝送契約者が振替結果を、振替日の翌営業日の18時から照会できるよう、登録を行うものとします。

7 取扱手数料

(1) 伝送契約者は、当行に対し、次の取扱手数料および取扱手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「取扱手数料等」といいます。）を支払うものとします。

従量料金…振替請求件数1件につき当行所定の手数料

(2) 取扱手数料等は、次のいずれかの方法により支払うものとします。

ア 振替資金を伝送契約者の預金口座へ入金する際、振替資金から当行が差引き収納

イ 每月所定の日に、契約者が指定する口座から自動引落により収納

なお、取扱手数料等の引落しにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわ

らず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出は不要とします。

8 振替資金の入金

当行は、振替日の4営業日後までに振替資金を伝送契約者の指定する預金口座に入金するものとします。

9 領収書の送付

当行は、領収書・振替済通知書等の作成・郵送は行わないものとします。

10 預金者への通知

当行は、預金口座振替に関して預金者に対する引落し済みの通知および入金の督促等は行わないものとします。

11 振替不能分の再請求

伝送契約者は、振替不能分の再請求をする時は、再請求分の請求明細を記録したデータを作成し、次回振替請求の際、一括伝送により口座振替の依頼を行うものとします。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求する時は、その振替について優先順位をつけないものとします。

12 停止通知

伝送契約者は、預金口座振替による収納を停止した時は、その氏名等を当行に通知するものとします。

13 解約・変更通知

当行は、預金者の申出または当行の都合により当該預金者との預金口座振替を解約または変更した時はその旨通知するものとします。

ただし、預金者が当該指定口座を解約した時は、当行は伝送契約者に対する通知は行わないものとします。

[一括伝送（ワイドネットサービス編）]

第37条 ワイドネットサービス

1 一括伝送を契約した契約者（以下、「伝送契約者」といいます。）は、当行に対して、一括伝送を利用したワイドネットサービスによる口座振替事務を委託します。

2 なお、口座振替の取扱店の範囲は、当行の本支店および三菱UFJファクター株式会社（以下、「再委託先」といいます。）と提携している金融機関の本支店とします。

3 口座振替依頼書の受理等

(1) 伝送契約者は、預金者から預金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）、および預金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を提出させ、必要事項が記載されていることを確認のうえ、依頼書を当行所定の指定日までに、当行の取りまとめ店に提出するものとします。

(2) 当行は、伝送契約者より提出を受けた依頼書を確認のうえ、すみやかに当行の本支店および再委託先に送付のうえ、預金口座の有無を確認するものとします。

(3) 当行は、依頼書が不備と認めた場合または再委託先より依頼書の不備により返戻された場合、その依頼書を伝送契約者に返戻し、伝送契約者は預金者との間で不備を訂正・補記したうえ、当行の取りまとめ店に再提出するものとします。この場合、再提出した依頼書右上余白に赤で（再）と表示するものとします。

(4) 伝送契約者は、預金者の預金口座に関する変更（取引銀行・口座番号等）があった場合、すみやかに預金者より依頼書および申込書を改めて提出させ、当行所定の指定日までに当行の取りまとめ店に提出するものとします。

4 振替日

ワイドネットサービスにおける毎月の口座振替日は、6日、12日、20日、26日、27日および月末日とします。ただし、当日が銀行の休日にあたる時は翌営業日とします。

5 口座振替の依頼

(1) 伝送契約者は、申込書に基づいて当該預金者宛の請求明細を記録したデータを作成し、当行に対し、一括伝送により口座振替の依頼を行うものとします。

(2) 当行は、データに記録された請求明細のうち、当行の分を除いたデータを再委託先にデータ伝送します。

(3) 当行および再委託先と提携している金融機関は、データに基づき振替日に預金者の口座から引落しを行います。

振替結果コードは、次のコードにより登録します。

振替済	0
資金不足	1
取引なし	2
預金者の都合による振替停止	3
預金口座振替依頼書なし	4
委託者の都合による振替停止	8
その他	9

なお、預金口座からの引落しは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。

6 口座振替結果の登録

当行は、伝送契約者が振替結果を、振替日の4営業日後の18時から照会できるよう、登録を行うものとします。

7 取扱手数料

(1) 伝送契約者は、当行に対し、次の取扱手数料および取扱手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「取扱手数料等」といいます。）を支払うものとします。

○基本料金…データ送信1回につき当行所定の手数料

○従量料金…振替請求件数1件につき当行所定の手数料

(2) 取扱手数料等は、振替資金を伝送契約者の預金口座へ入金する際、振替資金から当行が差引き収納するものとします。

8 振替資金の入金

当行は、振替日の6営業日後までに振替資金を伝送契約者の指定する預金口座に入金するものとします。

9 領収書の送付

当行は、領収書・振替済通知書等の作成・郵送は行わないものとします。

10 預金者への通知

当行は、預金口座振替に関して預金者に対する引落し済みの通知および入金の督促等は行わないものとします。

11 振替不能分の再請求

伝送契約者は、振替不能分の再請求をする時は、再請求分の請求明細を記録したデータを作成し、次回振替請求の際、一括伝送により口座振替の依頼を行うものとします。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求する時は、その振替について優先順位をつけないものとします。

12 解約・変更通知

(1) 当行は、預金者の申出または当行の都合により当該預金者との預金口座振替を解約または変更した時はその旨を通知するものとします。

(2) 預金者が当該指定口座を解約した時は、当行は伝送契約者に対する通知は行わないものとします。

[一括伝送（Qネット代金回収サービス編）]

第38条 Qネット代金回収サービス

1 一括伝送を契約した契約者（以下、「伝送契約者」といいます。）は、当行に対して、一括伝送を利用したQネット代金回収サービスによる口座振替事務を委託します。

2 なお、口座振替の取扱店の範囲は、当行の本支店および当行の提携金融機関の本支店とします。

3 口座振替依頼書の受理等

(1) 伝送契約者は、預金者から預（貯）金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）、預（貯）金口座振替払い等に関する申込書（以下、「申込書」といいます。）および預（貯）金口座振替払い等に関する届出書（以下、「届出書」といいます。）の提出を求める旨を記載するものとします。

(2) 伝送契約者は、預金者から提出を受けた依頼書および申込書に契約者番号を記入のうえ初回振替日の40日前までに当行に提出するものとします。

(3) 当行は、伝送契約者より提出を受けた依頼書および申込書の記載事項を確認のうえ、依頼書を受理し、申込書は確認印を押印のうえ、契約者に送付するものとします。

(4) 当行は、依頼書および申込書に印鑑相違その他の不備事項があり、当行または当行の提携金融機関の確認が得られないときは、これを受理せず、すみやかに伝送契約者に返戻するものとします。

4 振替日

(1) 伝送契約者は、当行に対して、毎月の口座振替日を届出るものとします。ただし、当日が銀行の休日にあたる時は翌営業日とします。

(2) 伝送契約者は、振替日を変更する時は預金者に対して周知徹底をはかるものとし、当行はこれに関し特別な通知等は行わないものとします。

5 口座振替の依頼

(1) 伝送契約者は、確認済みの申込書に基づいて当該預金者宛の請求明細を記録したデータを作成し、当行に対し、一括伝送により口座振替の依頼を行うものとします。

ただし、同一振替日のデータを2回以上に分けて送信しないものとします。

(2) 当行は、データに記録された請求明細のうち、当行の本支店の取扱いにかかるものについて、振替日に預金者の指定する預（貯）金口座から指定の金額を引落し、また、当行の提携金融機関の取扱いにかかるものについては、提携金融機関に振替日における預金者の指定する預（貯）金口座からの引落し処理を依頼します。

振替結果は、次のコードにより登録します。

振替済	0
資金不足	1
取引なし	2
預金者の都合による振替停止	3
預金口座振替依頼書なし	4
委託者の都合による振替停止	8
その他	9

なお、預金口座からの引落しは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。

6 口座振替結果の登録

当行は、伝送契約者が振替結果を、振替日の2営業日後の18時から照会できるよう、登録を行うものとします。

7 取扱手数料

(1) 伝送契約者は、当行に対し、次の取扱手数料および取扱手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「取扱手数料等」といいます。）を支払うものとします。

○ 基本料金…振替日1日につき当行所定の手数料

○ 従量料金…振替請求件数1件につき当行所定の手数料

(2) 取扱手数料等は、次のいずれかの方法により支払うものとします。

ア 振替資金を伝送契約者の預金口座へ入金する際、振替資金から当行が差引き収納

イ 毎月所定の日に、伝送契約者が指定する口座から自動引落により収納

なお、取扱手数料等の引落しにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかるわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出は不要とします。

8 振替資金の入金

当行は、振替日の5営業日後までに振替資金を伝送契約者の指定する預金口座に入金するものとします。

9 領収書の送付

当行は、領収書・振替済通知書等の作成・郵送は行わないものとします。

10 預金者への通知

当行は、預金口座振替に関して預金者に対する引落し済みの通知および入金の督促等は行わないものとします。

11 振替不能分の再請求

伝送契約者は、振替不能分の再請求をする時は、再請求分の請求明細を記録したデータを作成し、次回振替請求の際、一括伝送により口座振替の依頼を行うものとします。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求する時は、その振替について優先順位をつけないものとします。

12 停止通知

伝送契約者は、預金口座振替による収納を停止した時は、その氏名等を当行に通知するものとします。

13 解約・変更通知

当行は、預金者の申出または当行の都合により当該預金者との預金口座振替契約を解約または変更した時はその旨通知するものとします。

ただし、預金者が当該指定口座を解約した時は、当行は伝送契約者に対する通知は行わないものとします。

[料金等払い込み編]

第39条 料金等払い込み

1 内 容

(1) 料金等払い込みとは、契約者のサービス指定口座から当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、その他各種料金等（以下、「料金等」といいます。）の払い込みを行うことができるサービスです。

(2) 本サービスの契約者は、新たな申込なしに「料金等払い込み」を利用することができます。料金等払い込みの利用をご希望されない場合は、お取引店または最寄り店にご相談ください。

2 収納機関の選択

収納機関の選択・廃止の決定は当行の判断により行えることとし、利用できる収納機関については、当行ホームページ上に掲載します。

3 サービスの利用方法

料金等払い込みを利用する場合は、契約者は当行所定の利用方法および操作手順により端末を操作することとします。

4 サービスの利用時間

料金等払い込みの利用可能時間は、当行が定める利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用できないことがあります。

5 サービスの支払限度額

料金等払い込みにおけるサービス指定口座1口座からの依頼日1

日あたりの支払限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

6 サービス手数料

(1) 料金等払い込みの利用にあたって、当行所定の利用手数料および利用手数料合計額にかかる消費税相当額（以下、「払い込み手数料等」といいます。）を当行所定の方法により支払っていただくことがあります。

(2) 料金等払込みにかかる払い込み手数料等は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかるわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、契約者のサービス指定口座から自動的に引落します。

7 払い込み取引の成立等

(1) 取引の成立

本規定【共通編】第10条第1項および第2項による取引依頼の確定時に、払い込み金額および払い込み手数料等を、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかるわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、サービス指定口座から自動的に引落します。

(2) 契約の成立

料金等の払い込み契約は、料金等の払い込み金額および払い込み手数料等を当行がサービス指定口座から引落した時に成立するものとします。

料金等の払い込み契約が成立した場合、当行は、依頼内容にもとづいて、契約先へは払い込み成立結果の通知、収納機関へは成立後払い込み電文の発信を行います。

(3) 払い込み取引の取消等

料金等の払い込みにかかる契約の成立後は、契約者は料金等の払い込みの取引依頼を取消または訂正することはできません。

収納機関からの連絡により、処理済みの料金等の払い込みが取り消されることがあります。料金等の払い込みが取り消された場合、当行は契約者の承諾なしに、当該払い込みにかかる金額を当行所定の方法により、当該払い込みのサービス指定口座に戻し入れます。この場合、払い込み手数料等は返金いたしません。

(4) 払い込みの不能

次のいずれかに該当する場合、契約者は料金等払い込みによる払い込みの取引はできません。これに起因して契約者が料金等の払い込みを行うことができず、契約者に損害が発生しても、当行は賠償の責に任じません。

ア 本規定第19条免責条項等に該当するとき。

イ 払い込み金額および払い込み手数料等がサービス指定口座から戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

ウ 契約者のサービス指定口座または申込代表口座が解約済みのとき。

エ 契約者からサービス指定口座について支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続をとったとき。

オ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。

カ 当行所定の回数を超えて認証パスワードを誤って契約者の端末に入力したとき。

キ 差押等やむを得ない事情があり、当行が払い込みを不適当と認めたとき。

ク その他当行が必要と認めたとき。

(5) 取引内容の確認等

払い込みの取引後は、すみやかに該当する預金通帳への記入または、当座勘定照合表により、取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑惑が生じたときは、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

8 領収書の取扱

当行は、料金等の払い込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。

収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での取扱手続きの結果やその他収納に関する照会等については、収納機関に直接お問い合わせください。

9 サービスの利用停止

当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払い込みの利用を停止することができます。料金等払い込みの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。

[外為Web編]

第40条 利用できるサービス

(1) 外国送金サービス

(2) 輸入信用状サービス

- (3) 外貨預金振替サービス
- (4) 外貨預金入出金明細照会サービス
- (5) 為替予約締結サービス

第41条 利用環境等

外為Webの利用に際して使用できる機器およびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限ります。

第42条 取引日付

- 1 外国送金サービスおよび輸入信用状サービスについては、契約者は翌営業日以降を指定日として外為Webの依頼を行うことができます。指定日は当行所定の期間内で、当行所定の日付を指定することができます。
- 2 外国送金サービスについては、前号に加えて、当日を指定日とする取引の依頼（以下、「当日扱い」とします。）を行うことができます。ただし契約者は、当日扱いについては当行所定の受付時限までに使用端末機から当行への送信が完了した場合に有効となること、また、受付時限を過ぎた場合には、取引が翌営業日扱いとなり、翌営業日の為替相場が適用されることに同意するものとします。
- 3 外貨預金振替サービスについては、当行所定の取扱日かつ取扱時間内に振替依頼を行うことができます。ただし契約者は、振替依頼は当行所定の受付時限までに使用端末機から当行への送信が完了した場合に有効となること、また、受付時限を過ぎた場合には受付が行われないことに同意するものとします。
 - (1) 振替日当日の外国為替相場を適用する場合は、振替日当日の当行外国為替公示相場公表後から、当行所定の受付時限までとします。
 - (2) 契約者があらかじめ当行との間で締結した為替予約の相場を適用する場合は、振替日当日に加えて、翌営業日以降を指定日として振替依頼を行うことができます。指定日は当行所定の範囲内で、当行所定の日付を指定することができます。
- 4 為替予約締結サービスについては、当行所定の取扱日かつ取扱時間内に締結依頼を行うことができます。ただし契約者は、締結依頼は当行所定の受付時限までに使用端末機から当行への送信が完了した場合に有効となること、また、受付時限を過ぎた場合には受付が行われないことに同意するものとします。

第43条 送金支払指定口座

- 1 契約者は、あらかじめ当行所定の申込書により外国送金の代り金を引き落とす口座を外為Webの送金代り金支払指定口座（以下、「送金支払指定口座」とします。）として申し込むものとします。送金支払指定口座として申し込むことができるのは、当行本支店における契約者名義の口座とします。
- 2 送金支払指定口座として登録できる口座数および口座種目は、当行所定の口座数および口座種目とします。
- 3 当行は、送金支払指定口座として登録できる口座数および口座種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第44条 外国送金サービスの取扱い

- 1 外国送金サービスとは、契約者が指定する送金支払指定口座から送金資金を引き落としのうえ、外国送金の依頼を行うサービスです。
- 2 外国送金は本規定第10条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、当行が当行所定の時限に送金資金を引き落としたときに成立するものとします。なお、送金取組日における外国送金の対外発信を確約するものではありません。
- 3 送金支払指定口座からの資金引き落としは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかる通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うものとします。
- 4 次の各号に該当する場合、外国送金サービスによる外国送金のお取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者へのお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
 - (1) 当行所定の時間に送金資金と送金手数料の合計額が送金支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、送金支払指定口座からの引き落としがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額が送金支払指定口座より引き落とすことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。なお、いったん送金資金決済が不能となつた外国送金依頼については、所定の時限後に資金の入金があつても送金は行われません。
 - (2) 送金支払指定口座が解約済のとき。
 - (3) 契約者から送金支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - (4) 差押等やむを得ない事情があり当行が支払を不適当と認めたとき。
 - (5) 外国送金サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
 - (6) 外国送金が外国為替関連法規に違反するとき。

5 外国送金の取組時に適用される為替相場は次のとおりとします。

- (1) 外国送金通貨と送金支払指定口座の通貨とが異なる場合には、送金取組日における当行所定の外国為替相場を適用します。なお、当日扱いにおいて、当行所定の受付時限以後に一定金額以上の取引を依頼された場合には、当行から管理者ユーザまたは一般ユーザに連絡を行つたうえで、その時点での市場実勢相場に基づいた外国為替相場を適用します。
- (2) 前号にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、外国送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用します。
- 6 契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
- 7 契約者は当行に外国送金を依頼するにあたり、別途「外国送金取引規定」を十分理解したうえで、これに従うものとします。
- 8 依頼内容の訂正・組戻し
依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、取組指定日の前営業日までは、当行所定の方法により当行に変更または取消を依頼できるものとします。当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻手数料等を受け入れたうえで、その手続きを行うものとします。この場合、外国送金手数料相当額は返却しません。

第45条 輸入信用状サービス

- 1 輸入信用状サービスとは、信用状の開設および変更申込を受け付けるサービスです。
- 2 依頼内容は本規定第10条第2項により当行が受信した時点で確定し、当行所定の手続き等が完了した時点に成立するものとします。なお、取組指定日における対外発信を確約するものではありません。
- 3 輸入信用状サービスによる信用状開設依頼書等は、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に準ずるものとします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が銀行あてに別途差し入れている「信用状取引約定書」の各条項、「外国為替取引基本約定書」の「I 信用状取引約定」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。
- 4 次の各号に該当する場合、輸入信用状サービスによる信用状のお取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者へのお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
 - (1) 当行所定の手続きの結果、与信判断等当行独自の判断により開設を行わないと決定したとき。
 - (2) 契約者から申込代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - (3) 輸入信用状サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
- 5 契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
- 6 依頼内容の訂正・組戻し
依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、取組指定日の前営業日までは、当行所定の方法により当行に変更または取消を依頼できるものとします。当行がやむを得ないものと認めて組戻しまたは変更を承諾する場合には、当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の手数料等を受け入れたうえで、その手続きを行うものとします。この場合、信用状開設・変更にかかる手数料相当額は返却しません。

第46条 外貨預金振替代り金の支払指定口座

- 1 契約者は、あらかじめ当行所定の申込書により外貨預金振替の代り金を引き落とす口座を外為Webの外貨預金振替代り金支払指定口座（以下、「振替支払指定口座」とします。）として申し込むものとします。振替支払指定口座として申し込むことができるのは、当行本支店における契約者名義の口座とします。
- 2 振替支払指定口座として登録できる口座数および口座種目は、当行所定の口座数および口座種目とします。
- 3 当行は、振替支払指定口座として登録できる口座数および口座種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第47条 外貨預金振替サービス

- 1 外貨預金振替サービス
- (1) 契約者の端末と当行との間でデータを授受することにより、外貨預金振替取引を行うサービスを外貨預金振替サービスと呼びます。
- (2) 外貨預金振替サービスにおける「振替」とは、
 - ア 外貨普通預金から円預金への資金移動

イ 円預金から外貨普通預金への資金移動
をいいます。

- (3) 外貨預金振替サービスの対象となる口座は、申込代表口座および第46条による振替支払指定口座に限ります。
- 2 外貨預金振替サービスの依頼内容は本規定第10条第2項により当行が受信した時点で確定し、当行所定の方法により手続が完了したときに成立するものとします。
- 3 外貨預金振替サービスにおける振替支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱うものとします。
- 4 本条第1項および第2項により外貨預金振替依頼内容が確定した時点以降は、契約者は、当該外貨預金振替取引の内容変更・取消はできないものとします。ただし、取組指定日の前営業日までは、当行所定の方法により当行に変更または取消を依頼できるものとします。当行がやむをえないものと認めて、内容変更・取消を行った場合に発生した費用は、契約者が負担するものとします。
- 5 次の各号に該当する場合、外貨預金振替サービスによる外貨預金振替のお取扱いはできません。なお、外貨預金振替依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者へのお取扱いができない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。この場合契約者は、当該取引が行われなかつたために生じた損害については、当行が責任を負わないことに同意するものとします。
- (1) 当行所定の時間に振替資金の金額が振替支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、振替支払指定口座からの引き落しがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落しの総額が振替支払指定口座より引き落とすことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。なお、いったん振替資金決済が不能となつた外貨預金振替依頼については、所定の期限後に資金の入金があつても振替は行われません。
- (2) 振替支払指定口座が解約済のとき。
- (3) 契約者から振替支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行つたとき。
- (4) 差押等やむを得ない事情があり当行が振替を不適当と認めたとき。
- (5) 外貨預金振替サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
- (6) 法令違反またはその可能性があると当行が判断したとき。
- (7) 外国為替市場等に急激な変化が生じた場合など、当行が外貨預金振替サービスによる取引を行わないと決定したとき。
- 6 外貨預金振替サービスに適用される為替相場は次のとおりとします。
- (1) 振替日当日における当行所定の外国為替相場を適用します。なお、同一振替日において、一定金額以上の取引を依頼された場合には、当行から管理者ユーザまたは一般ユーザに連絡を行つたうえで、その時点での市場実勢相場に基づいた外国為替相場を適用します。
- (2) 前号にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、外貨預金振替依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用します。
- 7 契約者は、関係法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
- 8 契約者は当行に外貨預金振替を依頼するにあたり、この規定に別段の定めがない限り、別途「外貨普通預金規定」を十分理解したうえで、これに従うものとします。
- 9 取引の内容変更・取消
- 当行がやむを得ないものと認めて、確定した外貨預金振替依頼の内容変更・取消を承諾する場合でも、契約者は外貨預金振替サービスを利用して内容変更・取消を申し込むことはできません。当行は当行所定の方法で契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の手数料と費用等を受け入れたうえで、その手続きを行ふものとします。

第49条 為替予約締結サービス

- 1 為替予約締結サービス
- 契約者の端末と当行との間でデータを授受することにより、為替予約取引の締結を行うサービスを、為替予約締結サービスと呼びます。
- 2 為替予約取引の締結
- (1) 為替予約締結サービスの依頼内容は本規定第10条第2項により当行が受信した時点で確定します。為替予約締結サービスでは、当行は、当行所定の方法で計算した取引可能相場を契約者に提示し、契約者はその内容を自己の責任と計算において確認のうえ、取引の締結または中止を当行に通知します。契約者による通知が当行所定の時間内に当行に到達し、当行がこの通知を正当なものとみなした時点で、為替予約取引が成立するものとします。
- (2) 当行が提示した為替相場が市場実勢と大幅に乖離している等、当行が合理的に判断して明白に誤りと判断される場合は、当該提示を無効とし、取り消すことがあります。これにより契約者に何らかの損害が発生しても当行は責任を負いません。
- 3 本条第1項および第2項(1)により為替予約取引が成立した時点以降は、契約者は、当該為替予約取引の内容変更・取消はできないものとします。当行がやむをえないものと認めて、内容変更・取消を行つた場合に発生した費用は、契約者が負担するものとします。
- 4 為替予約締結サービスによる為替予約取引の締結等は、金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する取引には該当しません。また、本規定に定めのない事項について、契約者が銀行あてに別途差し入れている「外国為替先物取引約定書」の各条項、「外国為替取引基本約定書」の「VI 外国為替先物取引約定」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。
- 5 次の各号に該当する場合、為替予約締結サービスによる為替予約取引のお取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者へのお取扱いができない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。この場合契約者は、当該取引が行われなかつたために生じた損害については、当行が責任を負わないことに同意するものとします。
- (1) 当行所定の手続きの結果、与信判断等当行独自の判断により締結を行わないと決定したとき。
- (2) 契約者から申込代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行つたとき。
- (3) 為替予約締結サービスによる依頼が当行所定の取扱日、および利用時間の範囲を超えるとき。
- (4) 外国為替市場等に急激な変化が生じた場合など、当行が為替予約締結サービスによる取引を行わないと決定したとき。
- 6 為替予約締結サービスを利用した為替予約取引における受渡期間は、為替予約締結日の1年後応答日（応答日が銀行営業日でない場合は応答日の前銀行営業日）までとします。為替予約締結日当日を受渡期間に含めることはできません。
- 7 当行は、為替予約締結サービスを利用した為替予約取引において、一時点における予約残高合計金額（本条11項のリープオーダーサービスの場合は、成立していない取引も成立したものとみなして予約残高合計額を計算します）について、上限金額を定めることができ、当該上限金額を超える場合には契約者は取引をできません。当行は、当該上限金額をいつでも変更できるものとします。
- 8 為替予約取引内容の確認
- (1) 為替予約締結サービスを利用して締結された為替予約取引について、契約者は先物取引確認書を当行に提出するのに代えて、使用端末機からデータを送信することにより、取引内容の確認を行ふものとします。
- (2) 契約者は、為替予約締結サービスにより為替予約取引が成立した後、取引内容の確認を行い、取引内容に間に不一致や錯誤を見つける場合には直ちに当行に連絡するものとします。ただしこの連絡は、本条第3項になんら影響を及ぼすものではありません。
- (3) 為替予約取引内容の確認が行われないまま受渡期日を迎えた為替予約取引について、別途、契約者の指示に基づき当該為替予約取引が実行された場合は、契約者による確認が行われたものとみなします。
- (4) 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。
- 9 取引の内容変更・取消
- 当行がやむを得ないものと認めて、成立した為替予約取引の内容変更・取消を承諾する場合でも、契約者は為替予約締結サービスを利用して内容変更・取消を申し込むことはできません。当行は当行所定の方法で契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の手数料と費用等を受け入れたうえで、その手続きを行ふものとします。

第48条 外貨預金入出金明細照会サービス

- 1 取引店（申込代表口座開設店）に保有する外貨普通預金について当行所定の時点における残高、および当行所定の期間における取引の口座情報を提供するサービスです。
- 2 取引内容に変更があった場合には、当行は既に提供した口座情報について変更または取消を行うことがあります。なお、このような変更または取消のために生じた損害について、当行は責任を負いません。

10 取引照会

- (1) 為替予約締結サービスで提供される為替予約取引の締結明細は、情報を提供した時点における最新の取引内容に基づく更新が行われていない場合があります。
- (2) 為替予約締結サービスでは、締結された為替予約取引の未使用残高など、締結後に変動する情報は照会できません。

11 リーブオーダーサービス

- (1) 為替予約締結サービスのうち、契約者が、契約者の端末と当行との間でデータを授受することにより、為替予約取引にかかる取引条件をあらかじめ指定し、市場における為替相場の変動等により当該取引条件より為替予約取引を成立させることができたと当行が判断した時点で、自動的に当該条件で為替予約取引を成立させる方法をリーブオーダーサービスと呼びます。
- (2) リーブオーダーサービスを利用した為替予約取引における受渡期間は、リーブオーダー依頼日の1年後応答日（応答日が銀行営業日でない場合は応答日の前銀行営業日）までとします。リーブオーダー依頼日当日および預り期限当日を受渡期間に含めることはできません。
- (3) リーブオーダーサービスにより契約者が指定した為替予約取引にかかる指定条件の変更・撤回は、リーブオーダーサービスを利用して申し込むことはできません。指定条件の変更・撤回は、当該条件を指定する際に決められた有効期間内に、当行が当行所定の方法で契約者から当行所定の依頼書の提出を受け付けた場合に限り行うことができます。契約者が変更・撤回にかかる依頼書を提出した場合でも、当行がこれを受け付けるまでに変更前の条件で為替予約取引が成立した場合は、為替予約取引の条件の変更・撤回を行なうことはできません。
- (4) リーブオーダーサービスにより為替予約取引が成立した場合は、取引結果を契約者端末画面に表示します。なお、当該取引結果の表示は遅延する場合があります。
- (5) 契約者がリーブオーダーサービスによる為替予約取引の申込ができるかは、当行が独自に判断するものとします。また、契約者がリーブオーダーサービスにより為替予約取引の条件として指定することができる金額の下限・上限および為替相場の範囲は当行が定めるものとします。また当行は、当該金額の下限・上限および為替相場の範囲をいつでも変更できるものとします。

12 リアルタイム市場相場（参考スポットレート）

契約者端末画面に表示するリアルタイム市場相場（参考スポットレート）は参考値であり、当該相場を用いて契約者が為替予約取引その他外國為替取引を行うことができることを何ら保証するものではありません。

第50条 外為関連手数料等

1 外国送金手数料

- (1) 外為Webにより外国送金を取り組む場合は、当行所定の送金手数料をいただきます。
- (2) 送金手数料は、送金依頼の都度、または毎月当行所定の日に、当該送金の送金支払指定口座、または申込代表口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引き落とします。
- (3) 外国送金の組戻しを行った場合、当行所定の組戻手数料をいただきます。

2 信用状発行・条件変更手数料

- (1) 外為Webにより信用状開設、条件変更等を取り組む場合は、当行所定の信用状発行、条件変更手数料（以下、「信用状手数料」とします。）をいただきます。
- (2) 信用状手数料は、信用状開設、条件変更の都度、または毎月当行所定の日に、申込代表口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引き落とします。

第51条 サービス休止時の対応

当行の責めに帰すべき事由により外為Webを一時停止または中止した場合には、契約者からの電話依頼に基づき、マスターアーカイブまたは管理者アーカイブ・一般アーカイブへ電子メールにて依頼書を送付し、契約者は当該依頼書を記入後当行所定の部署へFAXにて依頼書を送付し、当行から管理者アーカイブへ電話にて本人確認を行うことで、当該取引の依頼が成立することに同意します。

第52条 業務委託の承諾

- 1 当行は、当行が任意に定める第三者（以下、「委託先」とします。）に業務の一部を委託し、必要な範囲内で契約者に関する情報を委託先に開示できるものとし、契約者はこれに同意することとします。
- 2 当行は、委託先に、外為Webを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意することとします。

第53条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定（総合口座取引規定を含みます）、預金口座振替規定、外国送金取引規定、荷為替信用状に関する統一規則および慣例により取扱います。

【ワンタイムパスワード編】

第54条 ワンタイムパスワードとは

- 1 ワンタイムパスワードとは、当行所定のパスワード生成機（以下、「ハードトークン」といいます。）により生成・表示される、可変的なパスワードをいいます。
- 2 ワンタイムパスワードは本サービスの当行所定の取引時に入力するものとします。
- 3 本サービスの利用にあたり、ワンタイムパスワードの利用を必須とします。

第55条 利用申込等

- 1 ハードトークンの利用申込
契約者は、当行所定の申込書により、ハードトークンを申込むこととします。
- 2 ハードトークンの発送
申込後、当行は契約者の届出住所宛にハードトークンを郵送します。
- 3 ハードトークンの郵送返戻時の取扱
ハードトークンの郵送時、転居先不明等の理由で当行に返戻された場合、一定期間経過後、ハードトークンは廃棄します。その場合、当行所定の手続きにより、再度ハードトークンの利用申込を行なうこととします。
- 4 ハードトークンの所有権
ハードトークンの所有権は当行に帰属します。
ハードトークンの貸与を受けた契約者は、ハードトークンを厳重に管理することとし、他人に譲渡、質入、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることは出来ません。

第56条 利用者

- 1 ワンタイムパスワードの利用者は、マスターアーカイブ・管理者アーカイブおよび一般アーカイブとします。
- 2 ワンタイムパスワードは、本サービスから利用開始登録を行なうことによって利用可能となります。

第57条 利用手数料

ワンタイムパスワードおよびハードトークンの利用手数料は無料とします。

第58条 利用可能期間等

- 1 ワンタイムパスワードの利用可能期間は、ハードトークンの利用開始登録を行なったときを開始とし、ハードトークン裏面に表示の有効期限が到来したときを終了とします。
- 2 ハードトークンの有効期限到来による利用期間終了のとき、当行からの有効期限到来の通知に基づき、当行所定のハードトークンの更新手続を行うものとします。

第59条 ハードトークンの再発行

- 1 故障、破損、紛失、盗難等によるハードトークンの再発行は、当行所定の手続きによるものとします。当行所定の再発行手数料がかかる場合があります。
- 2 再発行手数料は、現金または申込代表口座からの引落により支払うこととします。
- 3 再発行したハードトークンは、契約者の届出住所宛に郵送します。

第60条 利用の停止

- 1 入力されたワンタイムパスワードが、当行が定める回数を超えて連続して誤った場合、ワンタイムパスワードを利用停止します。
- 2 ハードトークンの紛失、盗難、またはワンタイムパスワードの偽造、変造等により他人に使用される恐れが生じたときは、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当行に届出こととします。この場合、ワンタイムパスワードを利用停止します。
- 3 契約者からの届出の有無に係わらず、当行の判断により利用停止することができます。この場合、契約者は異議申し立てしないこととします。
- 4 利用停止となったのちの取引再開は、当行所定の手続によります。

第61条 免責事項

当行の責に帰すべき場合を除き、下記について当行は責任を負いません。

- 1 有効期限以降にハードトークンを利用した取引ができないことによる損害。
- 2 ハードトークンの故障、破損、紛失、盗難、郵送中等により、ハードトークンを利用した取引ができないことによる損害。
- 3 ワンタイムパスワードの利用停止による損害。
- 4 ハードトークン郵送時における郵便事故等による損害。
- 5 第21条の通知手段により通知した届出窓口が受付時間外であったことにより、当行への届出が出来なかったことによる損害。

以上